

令和7年第2回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和7年6月18日（水） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第58号 村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議第59号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 出席委員（7名）

1 番	渡 辺	昌 君	2 番	長谷川	孝 君
3 番	川 村	敏 晴 君	4 番	大 滝	国 吉 君
5 番	山 田	勉 君	6 番	上 村	正 朗 君
7 番	鈴 木	一 之 君			
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
税 務 課 長	永 田 満 君
同課収納対策室長	石 田 百合子 君
同課市民税室長	鈴 木 孝 志 君
同課資産税室長	小 林 精 司 君
市 民 課 長	小 川 一 幸 君
同課市民年金室長	鈴 木 恵 美 君
同課生活人権室長	浅 野 宏 君
同課自治振興室長	石 田 浩 二 君
環 境 課 長	大 滝 誓 生 君
同 課 参 事	立 花 強 君
同課生活環境室長	宮 村 勉 君
保 健 医 療 課 長	押 切 和 美 君
同 課 国 保 室 長	林 洋 一 君
同課国保室副参事	渡 邊 智 雄 君
同課医療政策室長	船 山 幸 文 君
同課医療政策室係長	大 滝 磨 子 君
介 護 高 齢 課 長	土 田 孝 君
同課高齢者支援室長	川 村 勇 治 君
同課地域包括支援センター長	田 中 加代子 君
同 課 介 護 保 険 室 長	瀬 賀 由 香 君
同課介護保険室係長	石 山 寛 子 君
福 祉 課 長	太 田 秀 哉 君

同課福祉政策室長
こども課長
同課子育て政策室長
同課子育て支援室長

佐藤 一幸 君
高橋 朗 君
長谷部 淳 君
小野 由香 君

10 議会事務局職員

局長 内山 治夫
書記 山田 ひろみ

(午前10時00分)

委員長(鈴木一之君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおり進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第58号 村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(税務課長 永田 満君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

税務 課長 おはようございます。それでは、議第58号 村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。本案は、新型コロナウイルス感染症について、感染症法の位置づけが季節性インフルエンザと同様の5類感染症に位置づけられたことから、村上市国民健康保険税条例第14条及び村上市介護保険条例第12条において、新型コロナウイルス感染症に特化して設けておりました減免規程を削除しようとするものです。これによりまして、当該減免の措置につきましては、従来から規定する疾病に係る減免措置において対応することとなります。説明は以上でございます。

(質疑)

渡辺 昌 今回の説明だと、新型コロナウイルスに関しても減免規程をなくすということなのですけれども、実際の新型コロナウイルスの移行とちょっと時間ずれているような気がするのですけれども。その辺の理由、もしありましたら教えてください。

税務 課長 感染症の位置づけにつきましては、令和5年5月に5類に移行しておりましたけれども、その時点においては新型コロナウイルスの感染症については減少しておりましたけれども、感染症がゼロになったわけではありませんでしたので、コロナの減免規程についてはそのまま残しておりました。ここ2年間、令和5年、令和6年の2年間、新型コロナウイルス感染症の影響による減免申請がございませんでしたので、この度、減免から削除するというようなことでございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第58号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 2 議第59号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 高橋 朗君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

こども課長 それでは議第59号は、村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活費療養標準負担額の一部を改正する告示が本年3月24日に公布され、入院時の食事療養に係る自己負担が4月1日から引き上げられたことに伴いまして、県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要領が本年の5月に改正されたことから、県要領に準じて改正を行うものです。説明は以上です。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第59号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上のとおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（鈴木一之君）閉会を宣する。

（午前10時05分）